[事案 18-7] 災害死亡保険金請求

- ・平成 18 年 9 月 28 日 裁定申立受理
- ・平成19年5月10日 裁定終了
- <事案の概要>

夫の転落死が「不慮の事故」に該当しないとの理由で災害死亡保険金が支払われない ことを不服として裁定申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

被保険者(夫)が単身赴任先でマンション 11 階のベランダ(高さ 120 cmの手摺りあり)から転落して死亡した。死亡保険金を請求したところ、普通死亡保険金は支払われたが、災害死亡保険金は支払われなかった。夫には自殺をするなどの理由は全くなく、警察および勤め先の調査結果でも「不慮の事故」とされており、夫の死亡原因は「不慮の事故」によるものである。

他生保会社からは災害死亡保険金が支払われており、災害割増特約、傷害特約にもとづく災害死亡保険金も支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記により、災害死亡保険金を支払うことは出来ない。

(1)災害死亡保険金は、「急激かつ偶発的な外来」の事故により死亡した場合に支払われる旨定められているが、本件においては「偶発性」は認められない。

被保険者の身長 (170 cm程度) で、ベランダの手摺りの高さ(120 cm程度)からは、通常であれば人が転落するものではない。手摺りに寄りかかったり、多少の背伸びをしたり、めまいなどで意識を失ったりしたとしても、120 cmの高さのある手摺りを越えて転落することはない。

また、転落の原因は不明だが、120 cmの高さの手摺りを乗り越えベランダから転落するには、体の重心を上方に移動させ、さらに重心が手摺りの外側に移ってバランスを崩すようにしなければ不可能と考えられるが、第三者の関与はなく事件性はないとの警察の見解であり、少なくとも自分の意志で体の重心を移動させて転落したか、何らかの事情でバランスを崩す等により転落したかの、いずれかであると推察される。

以上のことから、「不慮の事故」であるとは認められないので、災害死亡保険金を 支払うことはできない。

(2)なお、仮に、被保険者が何らかの理由で手摺りから転落したことが、「不慮の事故」に該当するとしても、単純な過失で転落する場所ではなく、免責事由たる重過失があったと考えざるを得ない。

本件のベランダの手摺りは、一般通常人の生活上の行動形態において、通常、体のバランスを崩しベランダを越えて転落することのない形状、寸法のものであり、手摺りに足を掛けたり、飛び上がって過度に上体を手摺りの向こう側に寄せたりなど、何らかの危険な行為を行わない限り転落が発生する可能性はない。ベランダから転落するためには、通常の無過失行為または軽過失行為を逸脱する格別な危険な行為が先行していなければならず、被保険者に重大な過失があったものと言わざる

を得ない。

(3)他社が災害死亡として保険金を支払ったとしても、支払事由にはならない。

生保会社はそれぞれの約款にもとづいて支払いをしており、支払基準も会社ごとに 異なる。また、支払可否を判断するに当って収集する情報も会社ごとに異なり、他生 保会社が災害死亡と認定していることをもって、当社決定を変更することは出来ない。 < 裁定の概要 >

裁定審査会では、死亡時の状況について会社から提出された書面記載の事実ならびに 類似事案における再現実験の調査報告書にもとづいて、「不慮の事故」といえるかどう か等について検討を行った。その結果、

- イ)被保険者の身長、手摺りの設置状況からすると、被保険者が普通の行動をとって いれば、手摺りを越えて転落することはない
- 口)生保会社が実施した類似事案での再現実験の結果によると、被保険者が下を覗いたり、手摺りに寄りかかったとしても、身体のバランスを崩し身体がベランダを 越えて転落することはなく、転落の原因としては、少なくとも被保険者が身体の 安定性を欠く危険な姿勢をとったものと考えられる

ことから、転落が偶発的な事故であったと認定するには疑問が残り、「不慮の事故」であったと認めることが出来ない。

また、被保険者が誤って転落する可能性がある行動に出て、結果として転落したとしても、マンション 1 1 階において身体の重心を手摺りの外側に移動させるような行為がいかに危険な行為であるかは、一般人には容易に理解し得るものであり、転落事故には被保険者の「重大な過失」があったと言わざるを得ない。

以上のとおり、本件申立てには理由がないと判断し、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。